

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に 関する条例・規則

手引書

令和7年1月策定

防府市生活環境部 環境政策課

目次

1	目的.....	- 3 -
2	定義.....	- 4 -
3	市の責務.....	- 6 -
4	事業者の責務.....	- 6 -
5	土地所有者等の責務.....	- 7 -
6	市民の責務.....	- 7 -
7	事前協議.....	- 8 -
	太陽光発電事業事前協議書（第1号様式）.....	- 9 -
8	周辺関係者への説明.....	- 10 -
	説明会開催情報連絡票.....	- 12 -
9	事業計画の届出.....	- 13 -
	太陽光発電事業計画届出書（第2号様式）.....	- 14 -
	説明会報告書（第3号様式）.....	- 16 -
	誓約書（第4号様式）.....	- 17 -
	太陽光発電事業に係る関係法令に関する手続状況.....	- 18 -
10	標識の設置.....	- 19 -
11	事業開始の届出.....	- 21 -
	太陽光発電事業開始届出書（第5号様式）.....	- 22 -
12	変更の届出.....	- 23 -
	太陽光発電事業変更届出書（第6号様式）.....	- 24 -
13	適正な維持管理.....	- 25 -
	事故報告書（第7号様式）.....	- 27 -
14	費用の確保.....	- 28 -
15	事業の廃止.....	- 29 -
	太陽光発電事業廃止届出書（第8号様式）.....	- 30 -
	太陽光発電設備撤去完了届（第9号様式）.....	- 31 -
16	報告の徴収.....	- 32 -
17	立入調査.....	- 32 -
18	助言又は指導.....	- 32 -
19	勧告.....	- 33 -
20	公表.....	- 34 -
21	関係機関への報告.....	- 34 -
22	土地所有者等への特例等.....	- 35 -
23	委任.....	- 35 -
24	附則.....	- 36 -
25	手続の流れ.....	- 38 -
26	太陽光発電設備の設置に関する主な関係法令・担当窓口.....	- 39 -

1 目的

条例	(目的) 第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、自然環境及び生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全に寄与することを目的とする。
規則	(趣旨) 第1条 この規則は、防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和6年防府市条例第40号。第5条第1項第2号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

■条例の目的

太陽光発電など再生可能エネルギーの普及は、カーボンニュートラルの実現に向けた有効策です。

一方、全国的に太陽光発電設備の導入が進むなか、太陽光発電事業者と地域住民との間でトラブルが発生する事例があることから、地域住民への理解促進など地域との共生を図りつつ、適正な導入を進めるための環境の整備が課題とされていました。

本条例は、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることによって、地域住民への理解促進など地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、自然環境等の保全に寄与することを目的としています。

2 定義

条例	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。 二 太陽光発電事業 発電出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備を用いて電気を得る事業（同一又は共同の関係にあると認められる者が、近接した場所に太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。 三 事業者 太陽光発電事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。 四 事業区域 太陽光発電事業を行う一団の土地をいう。 五 周辺関係者 次に掲げる者のうち、太陽光発電事業の実施に伴って自然環境等に影響を受けると認められる規則で定める者をいう。 イ 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者 ロ 自治会に対する事務委託及び助成等に関する規則（昭和51年防府市規則第10号）第2条第1項に規定する自治会の代表者
規則	(定義) 第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 (周辺関係者) 第3条 条例第2条第5号の規則で定める者は、事業区域の敷地境界線からの水平距離が次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定める範囲内にある土地又は建築物の所有者及びこれらについて使用の権利を有する者並びにその範囲内に区域のある自治会の代表者とする。 一 太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット未満の場合 100メートル 二 太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット以上の場合（次号に掲げる場合を除く。） 300メートル 三 太陽光発電事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第1種事業に該当する場合 1キロメートル

■太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール、それを支持する架台等）及びその附属設備（パワーコンディショナーや接続箱等）をいい、営農型太陽光発電設備を含みます。

ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは、条例の適用外とします。

■太陽光発電事業

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく事業計画の認定の有無に関わらず、発電出力※の合計が10kW以上の太陽光発電設備により電気を得る事業を本条例の対象とします。

※各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値とします。

■事業者

太陽光発電事業の計画段階から太陽光発電設備を撤去するまでの間を通して事業者といいます。

■事業区域

道路や水路などで分断された区域であっても一体的に利用している場合は、一つの事業区域とします。また、事業者が異なる場合で施設の一部を共用して事業を実施する場合などは一つの事業区域とみなします。

■周辺関係者

太陽光発電事業の実施に伴い、自然環境等に影響を受けると認められる規則で定める者と規定しています

具体的には、太陽光発電設備の発電出力の合計に応じて設定した範囲内の居住者、土地又は建築物の所有者、自治会の代表者、事業所や病院等の代表者などが該当します。

3 市の責務

条例	(市の責務) 第3条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
----	--

4 事業者の責務

条例	(事業者の責務) 第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境等を保全するために必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。
----	--

■法令遵守

事業者は、太陽光発電設備の設置に係る関係法令（再エネ特措法、電気事業法など）及び本条例や規則を遵守してください。

太陽光発電設備の発電出力や設置する場所によって、関係する法令が異なることが考えられます。事業者の責任において、法令を所管する行政機関に問い合わせをして、手続が必要か否か事前に十分確認をしてください。

また、太陽光発電事業の実施に当たっては、下記ガイドラインなどを確認の上、必要な措置を講じてください。

- ・「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」 資源エネルギー庁策定
- ・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」 資源エネルギー庁策定
- ・「廃棄等費用積立ガイドライン」 資源エネルギー庁策定
- ・「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 環境省策定
- ・「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」 環境省策定

■自然環境等の保全

事業者は、太陽光発電事業の全体を通して、自然環境等を保全するための対策を講じてください。

■周辺関係者との良好な関係

事業者は、自然環境等について周辺関係者が不安を抱かないよう、周辺関係者に対して事業内容等について十分な説明を行い、良好な関係を保つよう努めてください。[\[p10 参照\]](#)

5 土地所有者等の責務

条例	(土地所有者等の責務) 第5条 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者(第22条において「土地所有者等」という。)は、第1条の目的を達成するため、当該事業区域を適正に管理するよう努めなければならない。
----	--

■土地所有者等の責務

事業者が破産その他の理由により太陽光発電事業の継続が困難と認められる場合や事業者を過失なく確知できない場合に、土地所有者等は、当該事業者に代わり自然環境等が保全されるよう事業区域を適正に管理するよう努めなければなりません。[〔p35 参照〕](#)

6 市民の責務

条例	(市民の責務) 第6条 市民は、第1条の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
----	---

7 事前協議

条例	(事前協議) 第7条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、太陽光発電設備ごとに、規則で定めるところにより、太陽光発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）についてあらかじめ市長と協議を行わなければならない。
規則	(事前協議) 第4条 条例第7条の協議は、太陽光発電事業事前協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 一 事業区域の位置図 二 事業区域及び前条に規定する範囲が確認できる書類 三 現況写真 四 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■事前協議

事業者は、太陽光発電事業の枠組み（場所、規模等）が決まった段階において、市（環境政策課）へ関係書類を添えて届出書を提出してください。（郵送・電子申請可。）

また、協議書を提出した後に当該事業を取りやめた場合は、速やかにその旨を御連絡ください。

なお、再エネ特措法第9条第1項に規定する申請を行う場合は、本条例に規定する手続と併せて法に基づく所定の手続が必要となります。

※条例の施行日（令和7年4月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う場合については、この手続の必要はありません。

留意事項

- ①「事業区域及び前条に規定する範囲が確認できる書類」は、地図（1,000 分の1以上の縮尺）に事業区域及び周辺関係者の及び範囲を示してください。
- ②「現況写真」は、土地の現況が確認できるように撮影してください。
- ③太陽光発電事業の実施により、自然環境等に一定の影響があると考えられる場合は、その考えられる影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類などの提出を求められます。

太陽光発電事業事前協議書（第1号様式）

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者 住所

氏名

（法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

太陽光発電事業事前協議書

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。

事業区域の所在地					
事業区域の面積 （現況地目・面積）	宅 地	農 地	山 林	その他	合 計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
太陽光発電設備 の発電出力の合計	KW				
事業開始予定日					
連 絡 先	（所属、担当者名、電話番号）				
備 考					

- 注1 事業区域の面積を現況地目ごとに、整数（小数点以下を切捨て）で記入すること。
- 2 発電出力は、小数点以下第1位（小数点以下第2位を切捨て）まで記入すること。
- 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請を行う場合には、当該申請を予定する年月日を記入すること。

■留意事項

- ①事業区域の所在地は、全ての地番を記入してください。
- ②太陽光発電設備の発電出力の合計は、電気事業法等に基づく手続で届け出る値との整合に注意してください。
- ③事業開始予定日は、太陽光発電設備を稼働して発電を開始する予定日を記入してください。
- ④連絡先は、事業者が法人の場合、担当する部署等について記入してください。
- ⑤備考欄に、再エネ特措法第9条第1項に規定する申請予定日を記入してください。

8 周辺関係者への説明

条例	（周辺関係者への説明） 第8条 事業者は、前条の協議を終えた後、次条第1項の規定による届出をする前に、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。 2 前項の説明を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について、周辺関係者の理解を得られるよう努めなければならない。 3 事業者は、周辺関係者からの質問及び意見（以下この項において「質問等」という。）を一定期間にわたり受け付けるとともに、質問等を踏まえ、当該周辺関係者と協議の上、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
規則	（説明会） 第5条 事業者は、条例第8条第1項の説明会にあっては次に掲げる事項、条例第9条第2項又は第11条第2項の説明会にあってはこれらの事項のうち変更しようとする事項を説明しなければならない。 - 一 事業計画の概要 - 二 関係法令（条例を含む。次条第1項第5号において同じ。）の遵守に関する事項 - 三 事業区域についての所有権その他の使用の権利の取得に関する事項 - 四 太陽光発電設備の設置に係る工事の概要 - 五 事業者の関係者（主な出資者を含む。）に関する事項 - 六 太陽光発電事業が周辺地域の自然環境及び生活環境（以下「自然環境等」という。）に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容 - 七 太陽光発電事業に伴い生じ得る廃棄物その他の処理に関する事項 2 事業者は、条例第8条第1項、条例第9条第2項又は第11条第2項の説明会（以下この項及び次項において単に「説明会」という。）の開催を予定する日時及び場所を説明会の開催を予定する日の2週間前までに、周辺関係者に対し次の各号のいずれかの方法及び市長に必要な情報を提供する方法により通知しなければならない。 - 一 投函又は個別訪問により書面を配布する方法 - 二 回覧板へ掲載する方法 3 事業者は、説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を当該太陽光発電事業が終了するまでの間適切に保管しなければならない。

■説明会の開催

条例の目的である“地域と共生した太陽光発電事業”を推進するため、事業者は、事前協議を終えた後、事業計画を提出するまでの間に、周辺関係者に対して説明会を開催してください。

適切な情報提供を行い、自然環境等に関する地域の懸念に対し、周辺関係者の理解が得られるよう、誠実かつ丁寧な対応を行ってください。

■留意事項

①対象事業

本市では、地域とのコミュニケーションを一層促進するため発電出力の合計が 10kW 以上の場合、説明会の開催を必要としています。

再エネ特措法では、発電出力が 10kW 以上 50kW 未満の場合、説明会の開催又は事前周知措置の実施が必要とされており、取扱いが異なりますので御注意ください。

②開催案内

説明会の開催日時及び場所、事業者の氏名・名称及び連絡先、事業の概要（場所、設備の出力、着工予定時期、稼働時期など）を明示して、周辺関係者へ説明会を開催する旨を周知してください。

③周知方法

投函（郵送、ポスティング等）又は個別訪問による書面配布、或いは自治会の回覧などにより周知してください。

併せて、市ホームページにおいても説明会の開催情報を掲載しますので、周知する内容を記した説明会開催情報連絡票を市（環境政策課）へ提出してください。

④開催日時

夜間や土日など参集しやすい日時としてください。

なお、周辺関係者の負担軽減の観点から関係法令に基づく説明会を開催する場合には、同時に実施するよう努めてください。

⑤開催場所

自治会館、公民館など周辺関係者が参集しやすい場所で開催してください。

⑥質問等への対応

質問等の受付期間は、説明会終了から2週間以上の期間を設けてください。

説明会開催情報

事業計画	
発電事業者名	
発電事業者代表	
事業者連絡先（電話番号）	
事業者連絡先（メールアドレス）	
事業の実施場所	
出力規模	☐ 低圧電源 ☐ 高圧電源 ☐ 特別高圧電源
工事開始予定時期	
運転開始予定時期	
説明会情報	
説明会開催日時	
説明会開催場所	

注意事項

※本説明会は、「防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に基づくものです。御参加にあたっては、受付において、出席者名簿に記名いただき、身分証明書（運転免許証等）を確認させていただきます。

※説明会の録音・録画が求められているため、出席者のプライバシーに最大限配慮して録音・録画をさせていただきます。

※出力規模の「低圧電源」は50kW未満、「高圧電源」は50kW以上2,000kW未満、「特別高圧電源」は2,000kW以上を指します。

※この御案内について、御不明点がある際には、上記の「事業者連絡先」までお問い合わせください。

9 事業計画の届出

条例	（事業計画の届出） 第9条 事業者は、太陽光発電設備の設置に係る工事（以下この条から第11条までにおいて「設置工事」という。）に着手する日の30日前までに、第7条の協議及び前条第3項の規定による周辺関係者の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするとき、又は設置工事を中止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。
規則	（事業計画の届出） 第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業計画届出書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 - 一 事業者の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍謄本等（法人にあつては、登記事項証明書） - 二 事業区域について、所有権その他の使用の権利を有すること又はこれを確実に取得できることを証する書類 - 三 太陽光発電設備の構造図及び配線図 - 四 太陽光発電設備の点検及び保守に係る体制その他の太陽光発電事業の実施体制を示す書類 - 五 関係法令に係る手続の実施状況を示す書類 - 六 説明会報告書（第3号様式） - 七 誓約書（第4号様式） - 八 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 2 市長は、条例第9条による届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の自然環境等の保全に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該区域を管轄する市町村の長及び関係する行政機関の長等に対し、その旨を通知することができる。

■事業計画の届出

事業者は、周辺関係者への説明会を開催した後、太陽光発電設備の設置に関する工事に着手しようとする日の30日前までに市（環境政策課）へ関係書類を添えて届出書を提出してください。（郵送・電子申請可。）

※条例の施行日（令和7年4月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う場合については、この手続は必要ありません。

太陽光発電事業計画届出書（第2号様式）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者 住所

氏名

（法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

太陽光発電事業計画届出書

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業区域の所在地					
事業区域の使用の権利					
事業区域の面積 （現況地目・面積）	宅 地	農 地	山 林	その他	合 計
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
太陽光発電設備 の発電出力の合計	KW				
設置工事の期間	～				
設置工事の施工者	（氏名、住所、電話番号）				
連 絡 先	（所属、担当者名、電話番号）				
備 考					

注1 事業区域の面積を現況地目ごとに、整数（小数点以下を切捨て）で記入すること。

2 発電出力の合計は、小数点以下第1位（小数点以下第2位を切捨て）まで記入すること。

■留意事項

- ①事業区域の使用に関する権利は、当該土地を使用できる権利を記入してください。
例)「自己所有」、「賃貸借契約」など
- ②添付書類の住民票の写し等は、提出日の3か月以内に発行したものに限りします。
- ③添付書類の「所有権その他の使用の権利を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と認められるための書類」とは、当該土地に関する登記事項証明書や賃貸借契約書、地上権設定契約書等です。
- ④添付書類の「関係法令に係る手続の実施状況を示す書類」は、「太陽光発電事業に係る関係法令等の手続状況」を提出してください。

説明会報告書（第3号様式）

第3号様式（第6条関係）

説明会報告書

周 知 の 方 法		
周 知 の 開 始 日		
説 明 会 の 開 催 日 時		
説 明 会 の 開 催 場 所		
出席者	事業者	
	周辺関係者	
周辺関係者からの主な意見		
上 記 意 見 へ の 対 応		
そ の 他		

注1 説明会を複数回行った場合は、回数ごとに作成すること。

2 出席者が多数の場合は、名簿を添付すること。

3 意見への対応は、説明会の中で周辺関係者に対し説明した内容を記入すること。

■留意事項

①周知の方法は、当該説明会の開催を周知するために行った内容を記入してください。

例)「戸別訪問による書面配布」など

②周知の開始日は、その方法に応じ、把握可能の日付を記入してください。

例) 戸別訪問日など

③説明会を複数回開催した場合は、すべての説明会について記入してください。

④説明会報告書には、次の書類を添付してください。

- ・周知のために使用した書類
- ・周知を行った地域の範囲を示した図面
- ・説明会の開催状況が分かる写真
- ・周辺関係者の意見を踏まえた必要な措置を今後講じる場合又は当該措置を既に講じた場合は、その内容を記載した書類

誓約書（第4号様式）

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者 住所

氏名

⑨

（法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

誓約書

私は、太陽光発電事業の実施に際し、下記の事項について誓約します。

記

- 1 関係法令（防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例及び防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則を含む。）を遵守します。
- 2 周辺関係者と適切なコミュニケーションを図るとともに、周辺関係者に十分配慮して太陽光発電事業を実施します。
- 3 太陽光発電設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
- 4 自然環境及び生活環境の保全に支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じます。

太陽光発電事業に係る関係法令に関する手続状況

太陽光発電事業に係る関係法令等の手続状況			
	項目	手続状況	備考
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
2	都市計画法に基づく開発許可	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
3	建築基準法に基づく建築物の確認申請	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
4	景観法に基づく届出	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
6	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
7	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
8	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
9	農地法に基づく農地転用許可	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
10	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
11	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
12	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	
13	その他の法律・条例に係る手続 (法令名等)	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 該当なし	

■留意事項

①関係法令等は、主なものを掲載しています。申請者の責任において、遺漏のないよう手続を行ってください。

②手続状況は、該当する事項のチェックボックス欄にチェックを入れてください。

10 標識の設置

条例	（標識の設置） 第10条 事業者は、設置工事に着手した後速やかに、道路その他公共の場から見えやすい場所に規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。 2 前項の標識は、当該標識に係る太陽光発電設備を撤去する日まで設置するものとする。
規則	（標識の記載事項等） 第7条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 - 一 太陽光発電設備の設置場所 - 二 太陽光発電設備の発電出力の合計 - 三 事業者並びに保守点検責任者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先 - 四 運転開始年月日 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

■標識の設置

事業者は、設置工事に着手した後、太陽光発電設備を撤去するまでの間、所定の標識を設置してください。

なお、条例の施行日（令和7年4月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う場合も同様です。

※再エネ特措法では、20kW未満の場合、揭示義務の対象外とされています。本市では、地域との共生を図るため、10kW以上を対象としていますので御注意ください。

■他の法令に基づき設置する標識との関係

他の法令で標識の設置を求められている場合、当該標識の記載事項において、条例が求める記載事項が含まれている場合は、他の法令の標識に記載がない項目のみを当該標識に追加することで、条例で義務付けている標識の設置があったものとみなします。

■記載事項の変更

標識の変更に当たっては、既に設置されている標識の記載事項の変更箇所のみを修正する対応で差し支えありません。

なお、届け出た事項を変更しようとするときは、所定の手続が必要です。[\[p23 参照\]](#)

■規格

標識は、風雨等により文字が消えることのないよう適切な材料を使用するとともに、強風等で標識が飛散しないように設置してください。

標識の大きさは、縦25cm以上、横35cm以上としてください。

図 標識のイメージ

太陽光発電事業の設備		
設置場所	防府市〇〇番地〇号	
設備出力	〇〇kw	
太陽光発電事業者	氏名	〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇
	住所	〇〇県〇〇市〇〇番地〇号
	連絡先	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
保守点検責任者	氏名	〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇
	住所	〇〇県〇〇市〇〇番地〇号
	連絡先	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
運転開始年月日	(西暦) 〇〇〇〇年〇月〇日	

■標識の記載事項

①設置場所

設置場所の土地の地番が複数ある場合は、代表地番を記載してください。

②設備の出力

各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値を記載してください。

③事業者の氏名、住所及び連絡先

法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先を記載してください。なお、連絡先は、緊急時に連絡がとれる電話番号を記載してください。

④保守点検責任者の氏名、住所及び連絡先

当該設備の維持管理を行う者について記載してください。

法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先を記載してください。また、連絡先は、緊急時に連絡がとれる電話番号を記載してください。

⑤運転開始年月日

設備の運転を予定している日を記載してください。

1 1 事業開始の届出

条例	（事業開始の届出） 第11条 第9条の規定による届出をした事業者は、設置工事が完了し、太陽光発電事業を開始した後速やかに、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業の内容について、市長に届け出なければならない。 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、その変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。
規則	（事業開始の届出） 第8条 条例第11条による届出は、太陽光発電事業開始届出書（第5号様式）に第4条各号に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、同条の規定により提出した書類であって、その内容に変更がないものについては、これを省略することができる。

■事業開始の届出

事業者は、太陽光発電事業を開始したときは、速やかに市（環境政策課）へ関係書類を添えて届出書を提出してください。（郵送・電子申請可。）

添付書類のうち「現況写真」については、太陽光発電設備設置後の事業区域全景及び標識が設置されている状況が確認できる写真を添付してください。

また、「市長が必要と認める書類」として、電気事業法で規定する「基礎情報届出」の写しなど関係法令での手続を適正に実施しているか確認するための書類の提出を求めることがあります。

■留意事項

条例の施行日（令和7年4月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う場合は、令和8年3月31日までに届出を行ってください。

その場合、規則第4条各号及び第6条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる書類を添付してください。

- ・規則第4条各号に掲げる書類

事業区域の位置図、事業区域及び前条に規定する範囲が確認できる書類、現況写真

- ・第6条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる書類

事業者の住民票の写し等、所有権その他の使用の権利を有すること又はこれを確実に取得できることを証する書類、太陽光発電設備の構造図及び配線図、太陽光発電設備の点検及び保守に係る体制その他の太陽光発電事業の実施体制を示す書類、関係法令に係る手続の実施状況を示す書類、誓約書、市長が必要と認める書類

太陽光発電事業開始届出書（第5号様式）

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者 住所

氏名

（法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

太陽光発電事業開始届出書

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業区域の 所在地及び面積		m ²
事業区域の使用の権利		
太陽光発電設備 の発電出力の合計		kW
事業期間	～	
保守点検責任者	（氏名、住所、電話番号）	
事業者連絡先	（所属、担当者名、電話番号）	
備考		

注1 事業区域の面積は、整数（小数点以下を切捨て）で記入すること。

2 発電出力は、小数点以下第1位（小数点以下第2位を切捨て）まで記入すること。

3 保守点検責任者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

■留意事項

①事業期間は、太陽光発電設備を稼働し、太陽光発電事業を開始した日及び当該事業を廃止する予定日を記入してください。

②保守点検責任者及び事業者の連絡先は、標識の記載事項と同様です。

1.2 変更の届出

条例	(準用) 第12条 第8条第2項及び第3項の規定は、第9条第2項及び前条第2項の説明会の開催について準用する。この場合において、第8条第2項中「事業計画の内容」とあるのは、「変更しようとする内容」と読み替えるものとする。
規則	(変更の届出) 第9条 条例第9条第2項及び第11条第2項の規定による届出は、太陽光発電事業変更届出書(第6号様式)に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。 2 条例第9条第2項及び第11条第2項の規則で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。 - 一 譲渡、合併、その他の事由を原因とした事業者の変更 - 二 太陽光発電設備の発電出力の合計を20パーセント以上又は50キロワット以上増加する変更

■変更の届出

事業者は、「事業計画」又は「事業開始」届出の内容を変更しようとする場合、市(環境政策課)へ関係書類を添えて届出書を提出してください。(郵送・電子申請可。)

■市長が必要と認める書類

①変更内容を証する書類

変更内容に応じて、規則第6条第1項の各号に掲げる書類のうち必要なもの [〔p13 参照〕](#)

②標識の写真

標識の記載事項に変更がある場合は、標識の書換えを行ったことを証する写真(記載事項が確認できるように撮影してください。) [〔p19 参照〕](#)

③「説明会報告書」(第3号様式)

事業者の変更など規則に示す重要な事項を変更しようとする場合、届出書を提出する前に、改めて周辺関係者に対する説明会を開催してください。 [〔p10 参照〕](#)

太陽光発電事業変更届出書（第6号様式）

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者 住所

氏名

（法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

太陽光発電事業変更届出書

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第2項又は
第11条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 事業区域の所在地

2 変更内容及び理由（変更がない項目には、「無し」と記入してください。）

項目	変更前	変更後	理由
事業者に関する事項			
太陽光発電設備 の発電出力の合計	KW	KW	
そ の 他			

注1 事業者並びに保守点検責任者の住所及び氏名は、法人にあっては、その
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 事業者又は太陽光発電設備の発電出力を20パーセント以上若しくは5
0キロワット以上増加する変更しようとするとき、あらかじめ周辺関係者
に対し説明会を開催する必要があること。

■留意事項

①事業者の所在地や電話番号などに変更がある場合には、「事業者に関する事項」欄にその内
容及び理由を記入してください。

②「その他」欄には、保守点検責任者に関する事項などについて記入してください。

1.3 適正な維持管理

条例	(適正な維持管理) 第13条 事業者は、太陽光発電設備を撤去するまでの間、当該太陽光発電設備及びその事業区域（次項において「太陽光発電設備等」という。）を規則で定めるところにより、安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。 2 事業者は、事故、自然災害等による太陽光発電設備等の損壊に起因し、自然環境等の保全に支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の規定による必要な措置を講じたときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。
規則	(適正な維持管理) 第10条 条例第13条第1項に規定する維持管理は、次に掲げるものとする。 - 一 外部から容易に太陽光発電設備に触れることができないように、柵又は塀を設置する等の安全上の対策を講ずること。 - 二 太陽光発電設備等の定期的な保守点検及び維持管理並びにそれらの内容の記録及び当該記録の太陽光発電事業が終了するまでの間の保管 - 三 事業区域からの資材、残材等の飛散、雑草の繁茂等によって自然環境等の保全に支障が生じないよう管理すること。 - 四 太陽光発電設備等の異常、破損等に起因し、周囲に被害が発生するおそれが生じた場合は、その被害により影響を受けるおそれのある者へ直ちに周知するとともに、被害防止のための措置を講ずること。 2 条例第13条第3項の規定による報告は、事故等報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 - 一 事故等発生時の状況及び措置後の状況が確認できる写真 - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■維持管理

事業者は、規則で定める事項の外、電気事業法をはじめとする関係法令や各種ガイドラインに従って太陽光発電施設等を管理してください。

①柵塀等の設置

第三者が太陽光発電設備に容易に近づくことができない場合を除き、構内に容易に立ち入ることができない高さの柵塀等であって、容易に取り外しができないものを設置してください。

②保守点検及び維持管理

保守点検及び維持管理の計画を策定の上、その実施体制を構築し、太陽光発電設備が技術基準に適合し続けるようにしてください。

また、適正な管理が実施されているか確認するために報告を求めることがありますので、保守点検・維持管理の記録を保管しておいてください。

③周辺環境への配慮

事業区域からの資材、残材等の飛散、雑草の繁茂等による周辺環境への影響が及ぶことがないよう to してください。

④設備異常等への対応

太陽光発電設備の異常、破損等により周辺地域への被害が発生することが予想される場合は、関係者へ直ちに周知するとともに被害防止のための措置を行ってください。

■事故報告

事業者は、太陽光発電設備等の損壊に起因し、自然環境等の保全に支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じてください。

その後、速やかに関係書類を添えて報告書を提出してください。

事故報告書（第7号様式）

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者 住所

氏名

（法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

事故等報告書

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第3項の
規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業区域の所在地	
事故等の発生日時	
事故等の内容	
周辺地域への影響	
措置の内容	
連絡先	（所属、担当者名、電話番号）

■留意事項

- ①事故等の発生日時は、把握可能な範囲で記入してください。
- ②「事故等の内容」などの詳細については、電気事業法に基づく報告で提出した書類の写しを添付しても構いません。

1 4 費用の確保

条例	(費用の確保) 第14条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するまでの間、太陽光発電設備の解体及び解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理に要する費用に充てるための金銭を積立その他の方法により確保しなければならない。 2 事業者は、前条第2項に規定する場合に備え、火災保険、地震保険その他の必要な保険に加入するよう努めなければならない。
----	--

■費用確保

事業者は、適切に太陽光発電設備等の撤去及び処分するために要する費用を確保してください。

市は、事業者に対して財務書類等の提出を求めています。[〔p32参照〕](#)

■保険加入

事業者は、一般的な事業継続のための保険のみならず、パネルの飛散や施設の崩落など事故や自然災害等に備え、他者へ損害を与えた際にも補償される保険へ加入するようにしてください。

15 事業の廃止

条例	（事業の廃止等） 第15条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の稼働を停止する日の30日前までに（その廃止が損壊その他のやむを得ない事情による場合にあっては、速やかに）、市長に届け出なければならない。 2 事業者は、太陽光発電設備を撤去及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）その他関係法令等の規定に基づき適切に処理しなければならない。
規則	（廃止の届出等） 第11条 条例第15条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書（第8号様式）により行うものとする。 2 事業者は、太陽光発電事業の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去したときは、太陽光発電設備撤去完了届（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 - 一 太陽光発電設備の撤去前後の状況が確認できる写真 - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■事業廃止の届出

事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、市（環境政策課）へ届出書を提出してください。（郵送・電子申請可。）

■撤去及び廃棄物の処理

事業者は、太陽光発電設備を撤去するまで、太陽光発電設備等を適正に管理してください。

また、太陽光発電設備を撤去及び処分するときは、関係法令等の規定に基づき適正に処理してください。

■撤去完了の届出

事業者は、太陽光発電事業の廃止に伴い、太陽光発電設備を撤去したときは、速やかに市（環境政策課）へ関係書類を添えて届出書を提出してください。（郵送・電子申請可。）

太陽光発電事業廃止届出書（第8号様式）

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者 住所

氏名

（法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

太陽光発電事業廃止届出書

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業区域の所在地	
事業の廃止予定日	
太陽光発電設備の撤去予定日	
その撤去に係る保守点検責任者	（氏名、住所、電話番号）
連絡先	（所属、担当者名、電話番号）

注 保守点検責任者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、を記入すること。

■留意事項

事業廃止予定日は、太陽光発電設備の稼働停止予定日を記入してください。

太陽光発電設備撤去完了届（第9号様式）

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

事業者 住所

氏名

（法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

太陽光発電設備撤去完了届

防府市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第11条
第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業区域の所在地	
太陽光発電設備 の撤去施工者	（氏名、住所、電話番号）
その撤去後の土地の利用	
連絡先	（所属、担当者名、電話番号）

注 撤去施工者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所
在地、を記入すること。

■留意事項

当該太陽光発電事業に関する設備を撤去した後の土地利用について記入してください。

例）「売却予定」、「土地所有者へ返却」など

16 報告の徴収

条例	(報告の徴収) 第16条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、その太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
----	---

■報告の徴収

市長は、本条例に基づく届出の有無に関わらず、事業者に対して報告や資料の提出を求めることがあります。

17 立入調査

条例	(立入調査) 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
規則	(身分証明書) 第12条 条例第17条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(第10号様式)とする。

18 助言又は指導

条例	(助言又は指導) 第18条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。
規則	(指導) 第13条 条例第18条の規定による指導は、指導通知書(第11号様式)により行うものとする。

19 勧告

条例	(勧告) 第19条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。 - 一 第7条の協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。 - 二 第8条第1項、第9条第2項又は第11条第2項の説明会を開催しなかったとき、又は虚偽の説明をしたとき。 - 三 第9条、第11条又は第15条第1項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。 - 四 第10条第1項の標識を設置していないとき。 - 五 第13条第1項の規定による適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。 - 六 第16条の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。 - 七 第17条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 - 八 前条の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。 2 前項の規定による勧告を受けた事業者は、当該勧告を受けて講じた措置の内容について、速やかに市長に報告をしなければならない。
規則	(勧告) 第14条 条例第19条第1項の規定による勧告は、勧告通知書(第12号様式)により行うものとする。

■勧告

市長は、本条例の規定に違反したなどの場合に、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告を行います。

事業者は、勧告を受けて必要な措置を講じ、その内容を市(環境政策課)に報告してください。

20 公表

条例	(公表) 第20条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。 - 一 当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） - 二 当該勧告の内容 - 三 当該勧告に従わなかった事実 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
規則	(公表及び弁明の方法) 第15条 条例第20条第1項の規定による公表は、防府市公告式条例（昭和14年防府市告示第327号）第1条の規定の例によるほか、市のホームページへの掲載その他の適切な方法によるものとする。 2 条例第20条第2項に規定する弁明は、弁明書の提出により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭であることができる。 3 市長は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その日時）までに相当な期間をおいて、弁明の機会を与えようとする者に対し、弁明通知書（第13号様式）により通知しなければならない。

■公表

市長は、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合、当該事実を市のホームページに掲載するなどの方法により公表します。

■弁明の機会

事業者が公表に対して弁明しようとするときは、弁明通知書に記載の提出期限までに意見を記載した書面を提出してください。（様式を問いません）

21 関係機関への報告

条例	(関係機関への報告) 第20条 市長は、第19条第1項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わない場合は、その事実を国、県その他の関係機関へ報告することができる。
----	--

22 土地所有者等への特例等

条例	（土地所有者等への特例等） 第22条 次に掲げる場合については、土地所有者等を事業者とみなして、第13条第1項、第16条から第19条（第1項第1号から第4号までを除く。）まで及び前条の規定を適用する。この場合において、第17条第1項中「事務所、事業所又は事業区域」とあるのは、「事業区域」とする。 一 事業者が破産その他の理由により太陽光発電事業の継続が困難と認められる場合 二 事業者を過失なく確知できない場合 2 土地所有者等は、前項各号の事由が生じる場合に備えて、あらかじめ、事業者との太陽光発電事業に係る土地の利用に関する契約において、土地の原状回復及びその費用負担に係る条項を設けることその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
----	---

■土地所有者等への特例

土地所有者等は、当該土地を適切に管理する責任があります。[〔p7参照〕](#)

そのため、事業者が条例第22条第1項各号に規定する事項に該当する場合には、土地所有者等を事業者とみなして、次の条項を適用します。

- ・第13条 適正な維持管理
- ・第16条 報告の徴収
- ・第17条 立入調査
- ・第18条 助言又は指導
- ・第19条 勧告
- ・第21条 関係機関への報告

23 委任

条例	（規則への委任） 第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
規則	（その他） 第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

24 附則

条例	(施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。 (準備行為) 2 第9条第1項に規定する届出を行うために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。 (既存設備等に係る経過措置) 3 第7条から第9条までの規定は、施行日前に事業者が設置の工事に着手した太陽光発電設備（次項において「既存設備等」という。）については、適用しない。 4 既存設備等に対する第10条第1項及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1項中「設置工事に着手した後速やかに」とあるのは「令和8年3月31日までに」と、第11条第1項中「第9条の規定による届出をした事業者」とあるのは「事業者」と、「設置工事が完了し、太陽光発電事業を開始した後速やかに」とあるのは「令和8年3月31日までに」とする。 (施行日から令和7年5月31日までに設置の工事に着手する太陽光発電設備に係る経過措置) 5 第7条の規定は、施行日から令和7年5月31日までの間に事業者が設置の工事に着手する太陽光発電設備については、適用しない。 6 前項の太陽光発電設備に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「前条の協議を終えた後、次条第1項の規定による届出をする前に」とあるのは、「次条第1項の規定による届出をする前に」とする。 7 附則第5項の太陽光発電設備に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「着手する日の30日前までに、第7条の協議及び」とあるのは、「着手する日の30日前までに（令和7年4月30日以前に設置工事に着手するものにあつては、着手する日までに）」とする。 (施行日前の説明会の効力) 8 附則第2項の規定により、施行日前に行われた第8条の規定による説明その他の行為は、同条の規定により行われた説明その他の行為とみなす。
規則	(施行期日) 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日前に事業者が設置の工事に着手した太陽光発電設備に対する第8条本文の規定の適用については、同条本文中「第4条各号」とあるのは、「第4条各号及び第6条第一項各号（第6号を除く。）」とする。

■条例の施行日前に設置工事に着手した場合

令和 8 年 3 月 31 日までに標識を設置の上、事業開始の届出を提出してください。

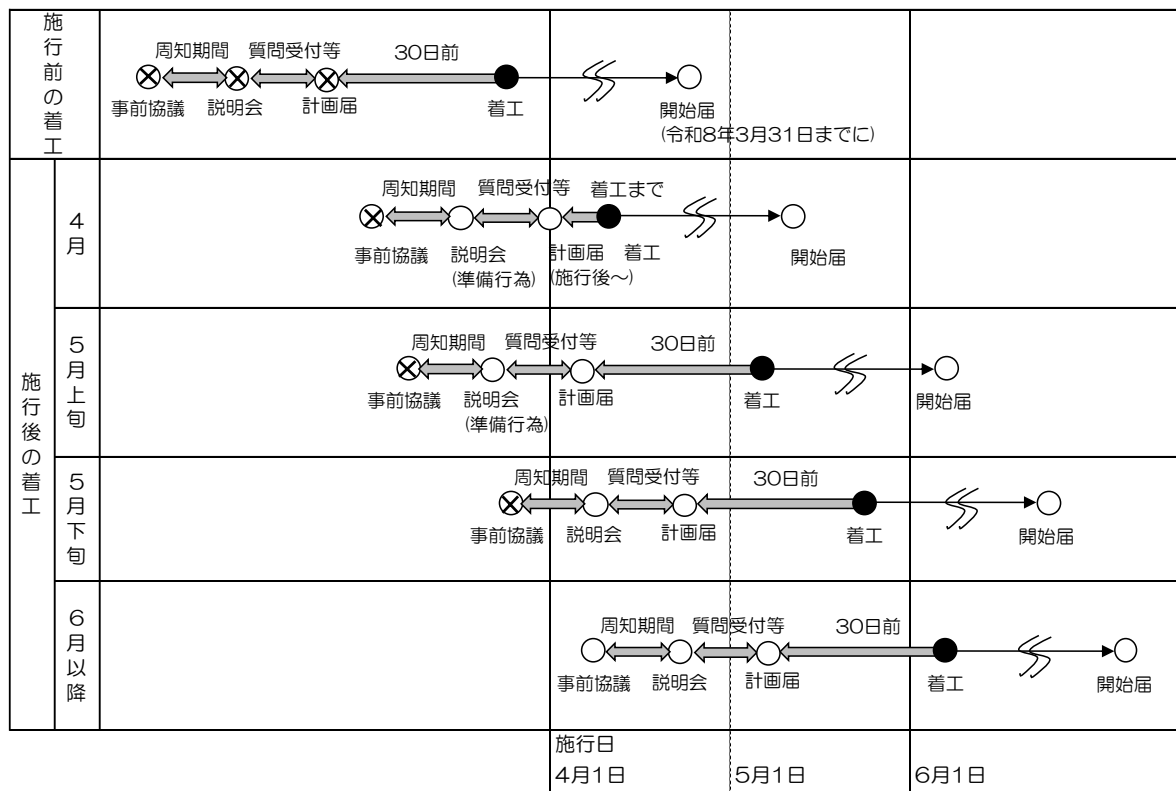
■令和 7 年 4 月中に設置工事に着手する場合

条例の規定に従って周辺関係者への説明会を実施の上、工事着手日までに事業計画の届出を提出してください。

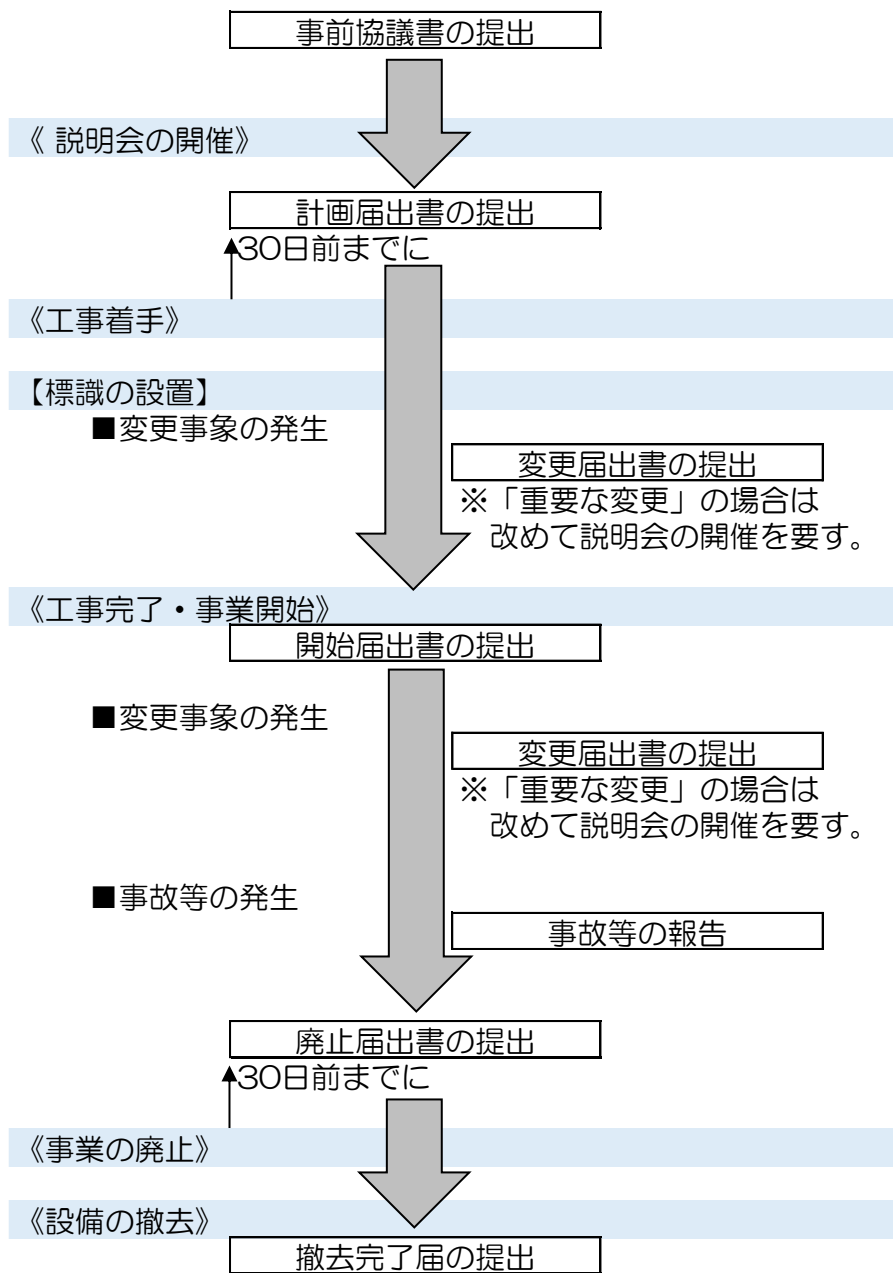
■令和 7 年 5 月中に設置工事に着手する場合

条例の規定に従って周辺関係者への説明会を実施の上、工事着手の 30 日前までに事業計画の届出を提出してください。

■主な手続に係る経過措置のイメージ図



25 主な手続の流れ



26 太陽光発電設備の設置に関する主な関係法令・担当窓口

法令	内容	担当窓口
国土利用計画法	■ 次の面積以上の土地取引 （所有権等の権利の取得を目的とし、対価の授受のあるもの） ・市街化区域：2,000 ㎡ ・市街化区域外の都市計画区域：5,000 ㎡ ・都市計画区域外：10,000 ㎡	行政管理課 管財係 0835-25-2249
都市計画法	■ 開発行為の許可（29 条） ・市街化区域：開発区域の面積が 1,000 ㎡以上 ・市街化調整区域：開発区域の面積による除外なし ・都市計画区域外：開発区域の面積が 1ha 以上 ■ 開発許可を受けた土地における建築等の制限（42 条） ・用途地域等が定められた地域以外の区域に適用 ■ 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限（43 条） ・市街化調整区域に適用 ■ 開発行為に該当しない場合は開発行為でない旨の届出の提出をお願いします。	開発建築指導課 開発審査係 0835-25-2451
建築基準法	■ 建築物の確認申請 ・太陽光発電設備の架台下の空間を車庫、倉庫（物置）等の用途に利用する場合	開発建築指導課 建築審査係 0835-25-2336
景観法	■ 建築物・工作物の新築、増築、改築又は移転（16 条第 1 項） ・建築物：高さ 13m 超又は建築面積 1,000 ㎡超 ・擁壁・フェンス等：高さ 2m 超 ・その他工作物：15 ㎡超 ■ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 ・盛土又は切土によって生じるのりの高さ 3m 超、かつ、開発面積 1,000 ㎡超	都市計画課 まちなみデザイン係 0835-25-2153
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	■ 急傾斜地崩壊危険区域域内における行為等への許可	山口県防府土木 建築事務所 維持管理第一課
砂防法	■ 砂防指定地内における行為等への許可	維持班
地すべり等防止法	■ 地すべり防止区域内における行為等への許可	0835-22-3487

法令	内容	担当窓口
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	■区域に関する相談	防災危機管理課 企画対策係 0835-25-2115
森林法	■森林で事業を行うには届出等が必要となる場合があります。	農林漁港整備課 森林整備係 0835-25-2374
農地法	■登記地目もしくは現状が農地（田・畑等）の場合、転用の許可・届出	農業委員会事務局 農業振興係 0835-25-2146
農業振興地域の整備に関する法律	■農業振興地域農用地区域内の土地は、原則設置不可	農林水産振興課 農畜産係 0835-25-2136
文化財保護法	■向島全島及び周知の埋蔵文化財包蔵地内で地下掘削を伴う工事	文化振興課 文化財室調査係 0835-25-2532
環境影響評価法	■第一種事業 発電出力 4 万 kW 以上 ■第二種事業 発電出力 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満	山口県 環境政策課
山口県環境評価条例	■第一種事業 面積が 100ha 以上 ■第二種事業 太陽光発電所敷地等の面積が 50ha 以上、 又は森林伐採区域の面積が 20ha 以上の場合に手続が必要です。	環境アセスメント班 083-933-2933

■対象区域の確認方法

ほうふ情報マップ (<https://www2.wagmap.jp/hofu/>) では、以下の情報を公開していますので、参考にしてください。

- ・都市計画情報（地域区分、地域地区）
- ・文化財情報（埋蔵文化財包蔵地位置）
- ・農業情報（農業振興地域）
- ・ハザード情報（各種ハザードマップ）
- ・地域情報（自治会区）